



いわて気候非常事態宣言

近年、世界各地で猛暑や台風、集中豪雨などの異常気象が頻発しています。

2015年に「パリ協定」が採択され、脱炭素社会を目指す取組が世界各国で始められていますが、昨年の世界の平均気温が過去最高となるなど、地球温暖化に歯止めがかかっておらず、世界の気候は、今まさに非常事態に直面しています。

本県においても、平成28年の台風第10号、令和元年の台風第19号により甚大な被害が生じ、大雨災害のリスクが増加していること、また、海水温の上昇等により秋サケの漁獲量が極端に減少していることなど、県民の生活や本県の豊かな農林水産物に深刻な影響が出ています。

人々の生活が脅かされる、この世界共通の大きな試練に、一刻も早く効果的に取り組み、自然環境や資源・エネルギー、社会基盤などを持続可能なものとして次世代に引き継いでいく必要があります。

今こそ、私たちには、経済社会活動や生活様式の変革など、あらゆる面において、自分のこととして覚悟をもって行動し、協働することが求められています。

気候変動が差し迫った危機であることを県民一人ひとりが認識し、共に行動していくため、ここに、気候非常事態を宣言し、温室効果ガスの削減を図る「緩和策」と、災害から県民の命を守る対策等を行う「適応策」に一体的に取り組めます。

今後、本県では、「温室効果ガス排出量の2050年実質ゼロ」の達成に向けて、省エネルギー対策と再生可能エネルギーの導入に、これまで以上に積極的に取り組むとともに、本県の強みである自然の豊かさを最大限に活用し、地域経済や県民の生活の向上にもつながるよう、オール岩手で気候変動対策に取り組めます。

令和3年2月17日

岩手県知事

達増拓也